

県民の皆さんから

「鳥取県青少年問題協議会公募委員」

を募集します！

地方青少年問題協議会法、鳥取県青少年健全育成条例、鳥取県青少年問題協議会設置条例に基づき、青少年の指導、育成、保護、矯正に関する総合的施策の樹立に必要な事項の調査審議や総合的施策について、知事及び関係行政機関への意見の提出などを行っていただくための委員を下記のとおり募集します。



1 募集内容

- (1) 募集人数 1名
- (2) 応募資格
 - ア 青少年の健全育成に関心のある県内在住の18歳以上の方
 - イ 年4回（1回につき約2時間）程度、県が平日昼間に県庁で開催する審査会に出席できる方
 - ウ 委員委嘱時、県の他の審議会や委員会の委員に就任していない方（就任予定のない方）
 - エ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと
- (3) 応募方法
住所、氏名、年齢、職業、電話番号及び応募の動機（400字程度、様式自由）を記載し、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで応募してください。
- (4) 委員決定
 - ア 応募者多数の場合は、応募のあった記載内容をもとに選考し、委員を決定します。
 - イ 委員決定後は、速やかに応募者全員に結果をお知らせします。
- (5) 募集期間
令和3年4月7日（水）～5月7日（金）必着
- (6) 任期
令和3年7月（予定）から2年間

2 鳥取県青少年問題協議会の概要

- (1) 審議する内容
 - 地方青少年問題協議会法に基づくもの
 - ・青少年の指導、育成、保護、矯正に関する総合的施策の樹立に必要な事項の調査審議
 - ・青少年の指導、育成、保護、矯正に関する総合的施策の適切な実施に必要な関係行政機関の連絡調整
 - ・青少年の指導、育成、保護、矯正に関する総合的施策について、知事及び関係行政機関への意見の提出
 - 鳥取県青少年健全育成条例に基づくもの
 - ・有害図書類の指定等に関する基準の規定、基準の変更等に関する知事への意見の提出
 - ・有害がん具刃物類の指定を行う場合の知事への意見の提出
 - ・図書類の陳列に関する県の助言、指導に対する事業者からの異議の申し出について、知事への意見の提出
- (2) 開催状況
 - ・年4回程度開催。時間は2時間程度。
 - ・必要により専門委員（部会）を設置し開催
- (3) その他
会議への出席ごとに謝金及び交通費（実費相当）を支給します。

3 応募・問合せ先

〒680-8570（住所の記載は不要です。）

鳥取県子育て・人財局 子育て王国課

<電話>0857-26-7076

青少年担当

<FAX>0857-26-7863



